

# 木材を取り巻く最近の情勢 (建築基準法の改正等)について

---

2024年11月26日

**林野庁**  
**木材産業課**

# 主な林産物のJAS格付率等

- 木材需要の大宗を占める戸建て住宅等の小規模木造建築物では、建築基準法の4号特例により、構造関係図書の提出が求められていなかったため、JAS製材のニーズが低く、格付率も低位。
- 一方、集成材や合板等、接着剤を使用する品目は、接着性能やホルムアルデヒド放散量等を明示できることから、JAS格付率は高位。

## ■主な林産物のJAS格付率(推計)

区分	国内流通量(万m <sup>3</sup> )		格付量(万m <sup>3</sup> )		格付率(%)	
		うち国内生産		うち国内生産		国内生産
製材	1,350	860	149	113	11%	13%
集成材	270	166	224	154	83%	93%
合板	552	358	371	276	67%	77%
CLT	1.5	1.5	1.3	1.3	87%	87%

このうち、  
構造用製材における格付率:27%

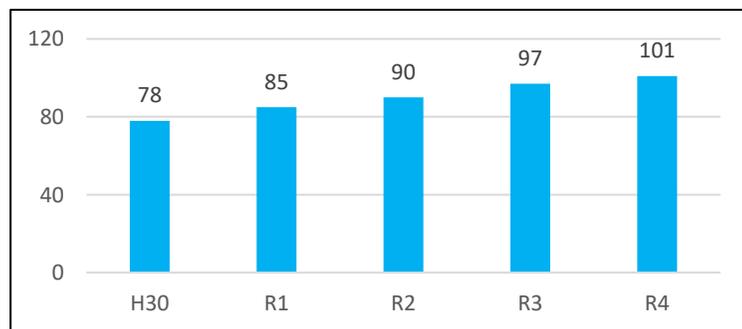
※短辺7.5cm以上のもの

資料:国内流通量は農林水産省「木材需給報告書(令和4年)」  
格付量は農林水産省業務資料(令和4年度実績)  
注:「製材」には2×4材を含む

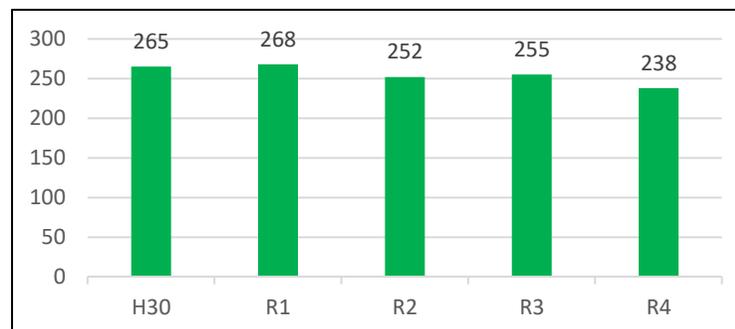
## ■認証工場数の推移

国内における製材工場は3,749工場(令和5年末)。そのうち、JAS認証の取得状況は以下のとおり。

機械等級区分構造用製材

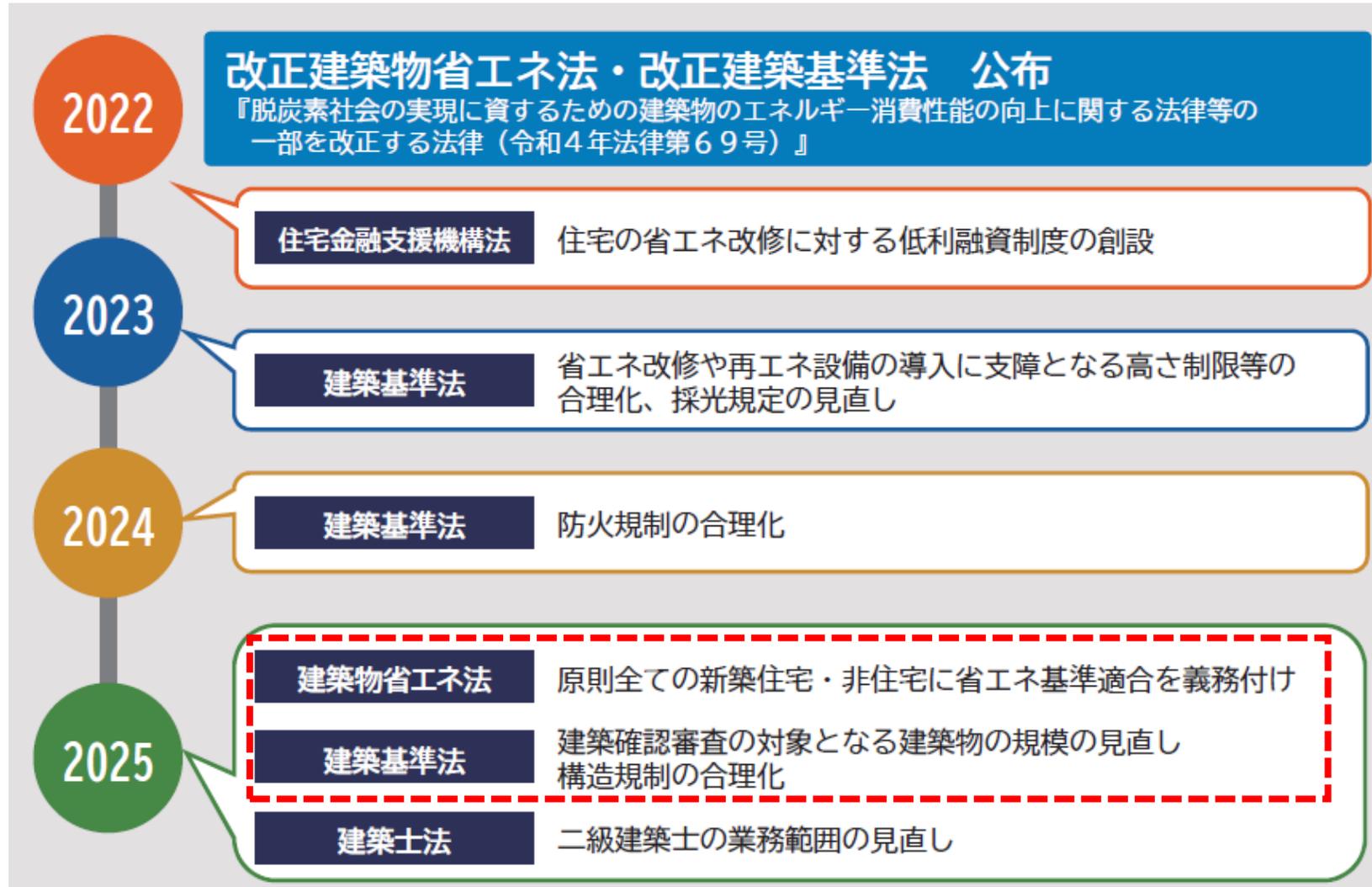


目視等級区分構造用製材



出典:林野庁業務資料

□令和4年(2022年)に建築物省エネ法及び建築基準法が改正され、令和7年(2025年)から施行される内容が、木材需要(木造住宅)や木材供給体制にも大きく関係する可能性



## 背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

### エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策を加速

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



### 木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進

＜木材需要の割合＞(2020年度)



#### ○「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定) ※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

#### ○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

#### ＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞

##### 【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

##### 【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

## 目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

- 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

## 令和7年(2025年)4月に、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務づけ

建築物における省エネ施策の推進

省エネ基準への適合義務の対象を、小規模非住宅、住宅にも拡大します。また、建築確認手続きの中で、構造安全規制等と一体的に適合性の審査を行います。

➤ 建築主の義務等

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

※政令で定める規模(10㎡を想定)以下の建築物は適合義務の対象外

➤ 関連する改正事項

- 増改築を行う場合に基準適合を求める範囲
  - 現行 増改築後の建築物の全体
  - 改正 増改築を行う部分のみ
- 適合性審査の対象外となる建築物（基準への適合は必要です）
  - ✓ 建築確認の対象外の建築物
  - ✓ 建築基準法における審査・検査省略対象の建築物
- 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、省エネ計算適合性判定は省略されます

資料：国土交通省HP「令和4年改正 建築物省エネ法・建築基準法 木造建築物に関する改正項目」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001500390.pdf>※施行日は林野庁修正

## 断熱性の強化(二重サッシ等)、太陽光発電設備の設置等に伴う建築物の重量化に対応し、構造の安全性の確保を図る必要

省エネに伴う建築物の重量化への対応

- 省エネ化等の影響で建築物が重くなると地震力は比例関係で大きくなるため、設計・施工不良があった場合に危険性が大きい。
- 重量化に応じて必要な壁量について、他の要素も踏まえつつ引き続き検証。

壁量計算の想定とZEH住宅事例の重量と地震力の比較

		壁量計算の想定 (重い屋根)	ZEH住宅事例 平均※
2階建ての2階	重量(N/m <sup>2</sup> )	1470	1920
	地震力(N/m <sup>2</sup> )	412	538
2階建ての1階	重量(N/m <sup>2</sup> )	3170	4550
	地震力(N/m <sup>2</sup> )	634	910

※:ZEHレベルの断熱性能の在来木造住宅のサンプル調査(18件)で用いられている部材等から推計

建築物が重いと地震力が大きくなる

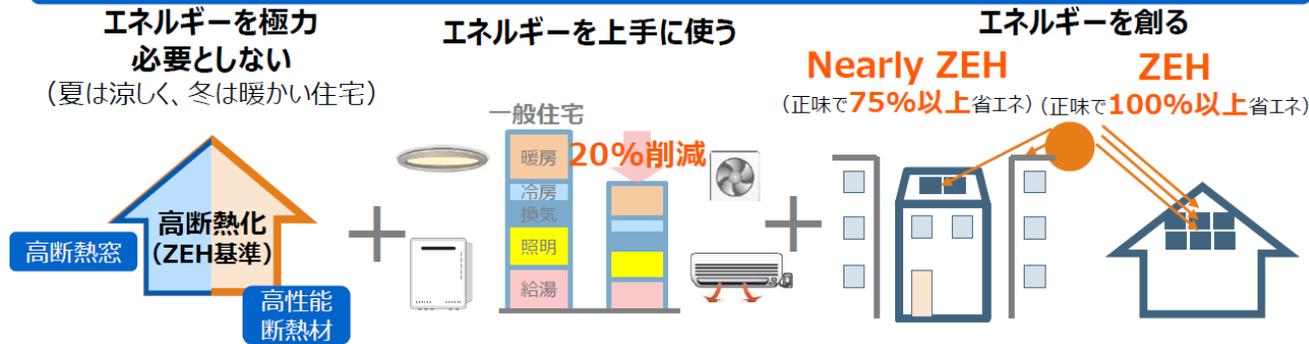
「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次報告)及び建築基準制度のあり方(第四次報告)について」社会資本整備審議会答申(R4.2)参考資料より抜粋

資料：国土交通省HP  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001486502.pdf>

# (参考) ZEH等省エネ住宅の基準について

## ■ ZEH(ゼッチ)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは

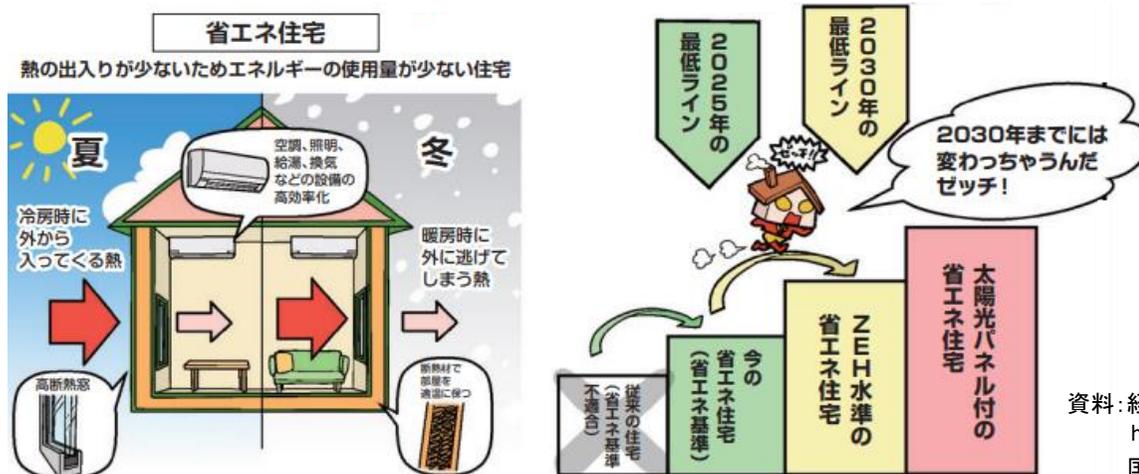
年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下



## ■ 第6次エネルギー基本計画(2021年10月閣議決定)

2030年度以降に新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指し、誘導基準・住宅トップランナー基準を上げるとともに、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

## ■ 省エネ住宅の基準強化



2025年～ 省エネ基準適合の義務化

2030年～ ZEH水準義務化 (予定)

資料: 経済産業省HP「ZEHの普及促進に向けた政策動向と令和5年度の関連予算案」  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001595787.pdf>  
国土交通省HP「待って！家選びの基準変わります」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001582580.pdf>

# 建築基準法改正の背景（省エネ化）

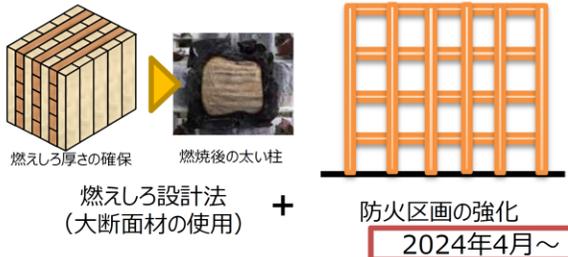
## 3000㎡超の大規模建築物の 全体の木造化の促進

(改正前) 耐火構造とするか  
3000㎡毎に耐火構造体（壁等）  
で区画する必要あり



石こうボード  
(木材を不燃材料で覆う必要)

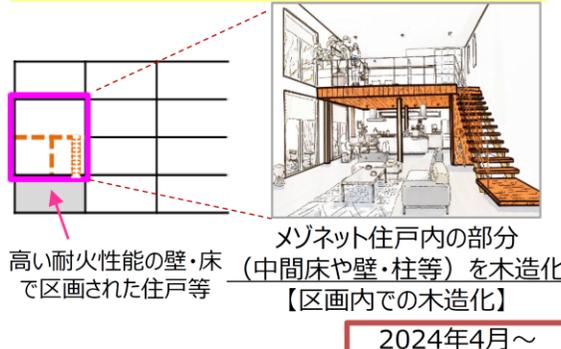
### 新たな木造化方法の導入



## 大規模建築物における 部分的な木造化の促進

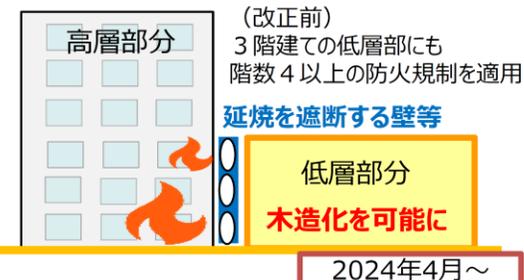
(改正前) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求  
※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

### 防火上他と区画された範囲の 木造化を可能に



## 低層部分の木造化の促進 (防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、  
防火上別棟として扱い  
低層部分※の木造化を可能に  
※3階建ての事務所部分等



【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 [政令・告示改正]

(例) 90分耐火性能等に対応可能な範囲を新たに規定 (現行は60分刻み (1時間、2時間 等))

2023年4月～

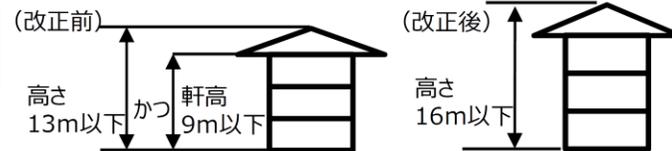
## 簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大

(現行) 高さ13m以下かつ軒高9m以下は、二級建築士でも設計できる簡易な構造  
計算 (許容応力度計算) で建築可能

簡易な構造計算の対象を高さ16m以下に拡大 ※建築士法も改正

2025年4月～ (予定)

建築基準法 建築士法



【その他】 伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性を審査する手続きを合理化

2025年4月～ (予定)

○建築基準法に基づくチェック対象の見直し

建築基準法 建築物省エネ法

木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を、現行の非木造建築物と揃える (省エネ基準を含め適合性をチェック)  
⇒ 2階建ての木造住宅等を安心して取得できる環境を整備

○既存建築物の改修・転用を円滑化するため、既存不適格規制・採光規制を合理化

等

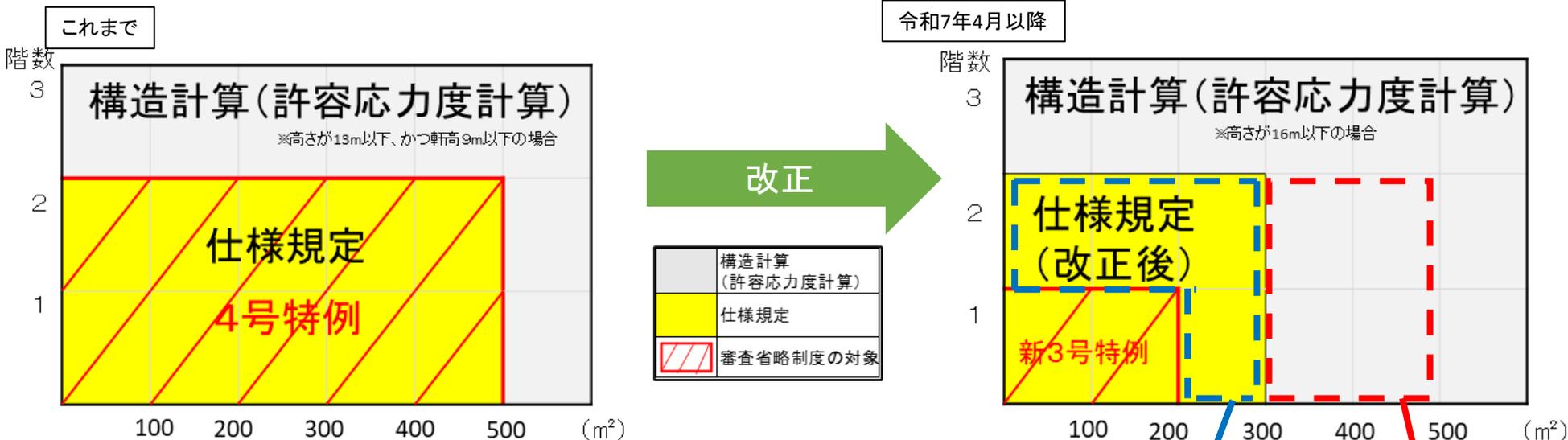
2024年4月～

2023年4月～

# 改正建築基準法による影響

- 令和7年4月から、改正建築基準法の施行による4号特例の縮小により、構造計算が必要な建築物と建築確認申請で構造関係の審査を受ける建築物の範囲が拡大。
- これに伴い、住宅メーカー・工務店は、製材でも強度等の品質・性能が明確なJAS材のシフトしていく方向。

## ■ 改正建築基準法等の概要(令和7年4月施行)



- 仕様規定の範囲の縮小と構造計算が必要な範囲の拡大  
・2階以下かつ300~500m<sup>2</sup>の規模の建築物は、新たに構造計算が必須
- 4号特例(審査省略制度)の縮小  
・平屋200m<sup>2</sup>以下の建築物以外は、建築確認申請時に、構造関係図書(仕様表に木材の品質も記載)の審査を受ける必要(2階建てであれば審査は必須)
- 仕様規定の改正  
・仕様規定について、柱の小径の算出に当たりJASの強度が使用可能となり、無等級材に比べJAS材のほうが細い柱で建築可能。

建築確認申請において  
構造関係の審査が必須となる

構造計算  
が必須となる

製材においては、強度などの品質・性能の説明が容易なJASのニーズが高まる

# 構造計算が必要な木造建築物の規模の引下げ

【建築基準法第20条第1項第3号】

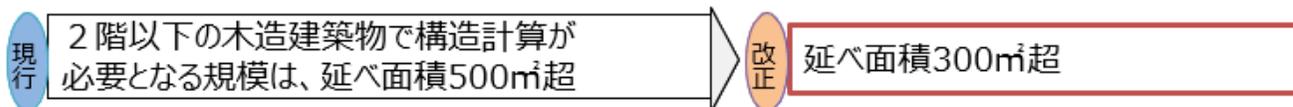
## 構造計算が必要な木造建築物の規模の引下げ

### 現状・改正主旨

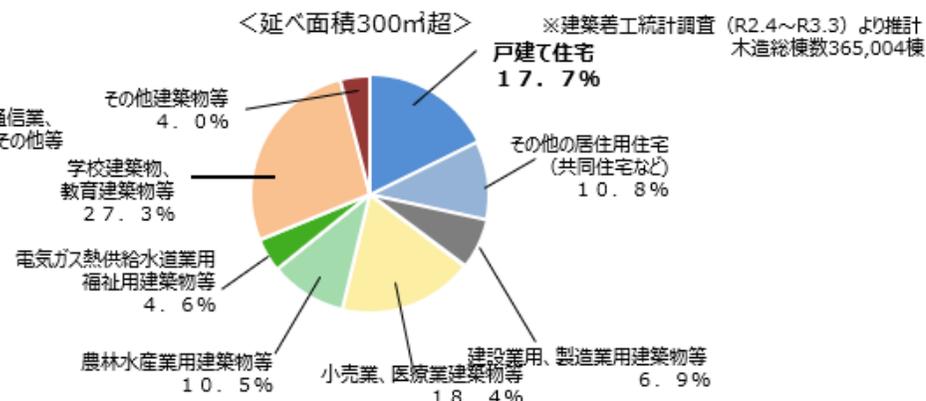
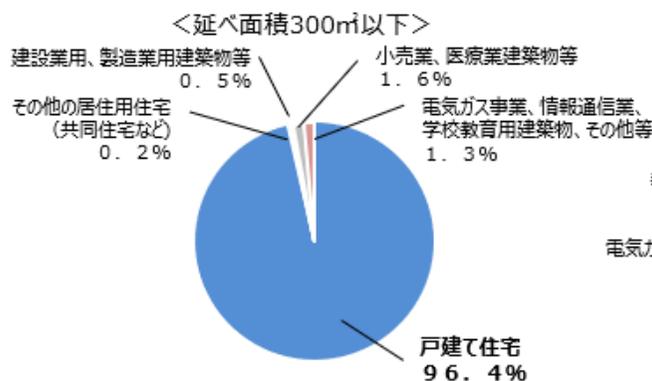
- 2014（平成26）年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。（H30告示改正）
- 2階建以下で延べ面積500m<sup>2</sup>以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。（法第20条第1項）
- 多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

### 改正概要

- 木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ（対象を拡大）、構造安全性を確保



【参考】木造建築物の用途分類（延べ面積別）



# 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し

【建築基準法第6条第1項】

## 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し

### 現状・改正主旨

- 事務の簡素化を図る観点から、建築確認・検査において、以下の制度を設けている。
  - 都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象外
  - 都市計画区域等の区域内では、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は、構造関係規定等の一部の審査が省略（いわゆる4号特例）
- 省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化している建築物に対する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して建築物を整備・取得できる環境を整備する必要がある。

### 改正概要

- 建築確認・検査の対象外とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物」とする。
- 構造関係規定等の審査省略の対象とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域内の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物（新3号建築物）」とする。

※建築物省エネ法において、新3号建築物は省エネ審査が省略されており、構造関係規定などの審査省略の対象と一致する制度となっている。

＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞

現行

	建築確認	構造等の安全性審査
都市計画区域<内>	全ての建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡超
都市計画区域<外>	階数3以上又は延べ面積500㎡超	

改正

※非木造と統一化

	建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
全ての建築物	全ての建築物	階数2以上又は延べ面積200㎡超
	階数2以上又は延べ面積200㎡超	

# (参考) 現行建築基準法におけるいわゆる4号特例

## 4号建築物の定義

木造建築物の多くは、4号建築物に該当

<参考> 建築基準法における建築物の区分け

<4号建築物>	
一般建築物の場合(戸建住宅、事務所等)	
木造	「2階建て以下」かつ「延べ面積500㎡以下」かつ「高さ13m・軒高9m以下」
非木造	平家 かつ、延べ面積200㎡以下

区分け	内容
1号建築物	特殊建築物※ かつ200㎡超 ※劇場、病院、学校、百貨店、倉庫等
2号建築物	木造で、3階建て以上または延べ面積500㎡超、高さ13m超もしくは軒高9m超
3号建築物	木造以外の構造で、2階建て以上または延べ面積200㎡超
4号建築物	1~3号以外の建築物(左記の通り)

## 特例(審査省略制度)

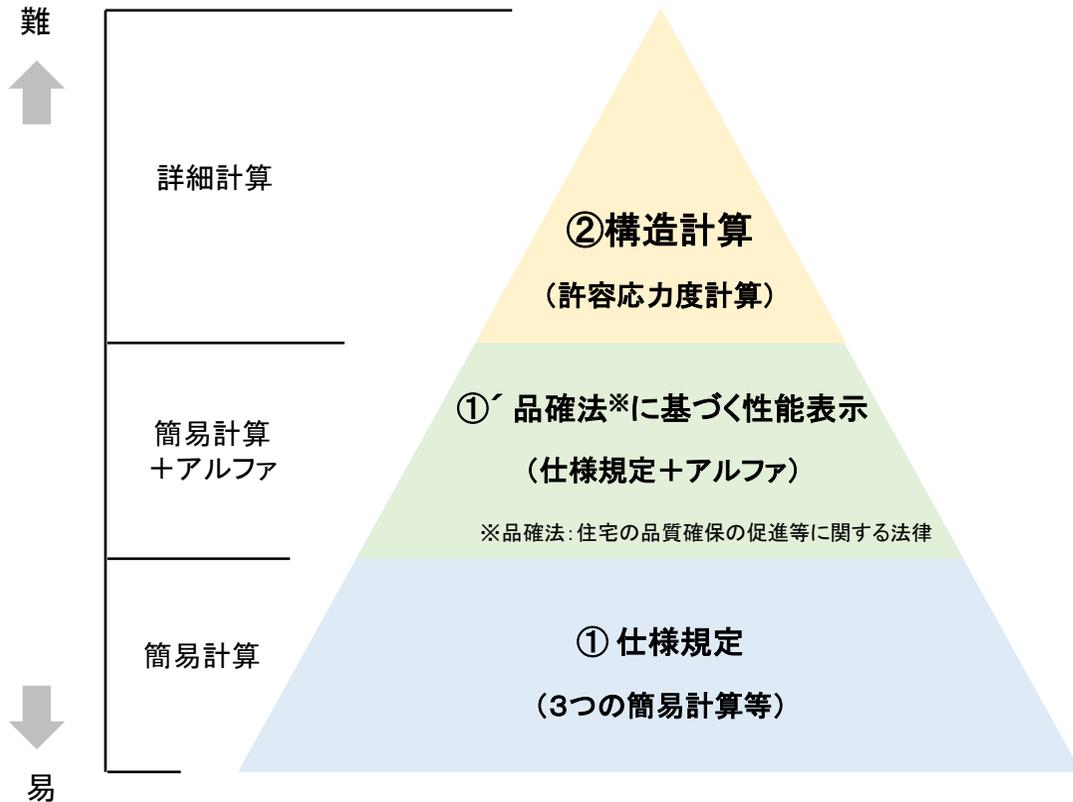
「4号特例」とは、建築確認申請において4号建築物であれば一部の審査が省略される制度。

建築士が設計(工事監理)した4号建築物に対する審査(検査)項目		
	防火・準防火地域外の戸建住宅	左欄以外の小規模な一般建築物
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外(構造計算等)は審査する	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外(構造計算等)は審査する
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する
設備その他 単体規定	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機、浄化槽、排煙設備及び 区画貫通部は審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する

構造関係規定の審査は免除

# (参考) 木造建築物における構造設計の種類

## ■ 木造建築物における構造設計は2種類 ※建築物の高さが16m以下の場合



現行の建築基準法では、木造建築物の2階建て以下かつ延床面積500㎡以下であれば、上記①①'の簡易計算を適用可能。

木造建築物の構造設計は、①①'の簡易計算が多い。

### ② 構造計算 (許容応力度計算)

- 建築基準法における構造計算法の一つ
- 「外力を受けて部材にかかる力(応力度)」が「部材の許容できる力(許容応力度)」以下におさまることを示す計算法

### ①' 品確法に基づく性能表示

- 仕様規定をベースとして壁量や接合部等をより詳細に計算
- 長期優良住宅における耐震・耐風・耐雪等級に用いられる

### ① 仕様規定

#### ○3つの簡易計算

- ① 壁量計算
- ② 四分割法(壁の配置バランス)
- ③ N値計算(柱と柱頭柱脚の接合方法)

#### ○8つの仕様ルール

- ① 基礎の仕様
- ② 屋根葺き材等の緊結
- ③ 土台と基礎の緊結
- ④ 柱の小径等
- ⑤ 横架材の欠込み
- ⑥ 筋かいの仕様
- ⑦ 火打ち材等の設置
- ⑧ 部材の品質と耐久性の確認

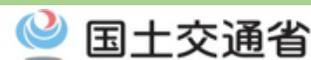
# (参考) 仕様規定チェックリスト

基準法施行令3章3節の木造の仕様規定		ただし書き等の適応の有無
木材 (令41条)	<input type="checkbox"/> 節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものとする	
土台及び基礎 (令42条)	1項 <input type="checkbox"/> 最下階の柱の下部には土台を設ける	<input type="checkbox"/> 柱脚を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> 足固め平屋建
	2項 <input type="checkbox"/> 土台は基礎に緊結	<input type="checkbox"/> 50㎡以下の平屋建
柱の小径 (令43条)	1項 <input type="checkbox"/> 横架材間距離×表の数値以上 (1/20~1/33)	<input type="checkbox"/> H12告示1349号 座屈の許容応力度計算
	2項 <input type="checkbox"/> 3階建の1階柱 13.5cm以上	<input type="checkbox"/> H12告示1349号 座屈の許容応力度計算
	4項 <input type="checkbox"/> 柱断面の1/3以上の欠き取りなし <input type="checkbox"/> 柱断面の1/3以上の欠き取り補強	
	5項 2階建以上の隅柱は <input type="checkbox"/> 通し柱 <input type="checkbox"/> 通し柱と同等以上の耐力を有する補強	
	6項 <input type="checkbox"/> 柱の有効細長比は150以下	
	梁等の横架材 (令44条)	<input type="checkbox"/> 中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みなし
筋交い (令45条)	1項 <input type="checkbox"/> 引張筋交いは、厚さ1.5cm幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋使用	<input type="checkbox"/> 面材耐力壁等を使用
	2項 <input type="checkbox"/> 圧縮筋交いは、厚さ3cm幅9cm以上の木材使用	
	3項 <input type="checkbox"/> 筋交い端部の緊結(告示1460号)	
	4項 <input type="checkbox"/> 欠込みをしない たすき掛け等必要な補強は可	

基準法施行令3章3節の木造の仕様規定		ただし書き等の適応の有無
構造耐力上必要軸組等 (令46条)	1項 <input type="checkbox"/> 下記の壁量計算をおこなう。	令46条2項
	4項 <input type="checkbox"/> 存在壁量が地震に対する必要壁量以上 <input type="checkbox"/> 存在壁量が風圧力に対する必要壁量以上	<input type="checkbox"/> 集成材等建築物(集成材等を用い水平力に抵抗できる架構を構成) <input type="checkbox"/> 方づえ、控柱又は控壁 (方づえ、控柱又は控壁により水平力水平力に抵抗できる架構を構成)
	3項 <input type="checkbox"/> 床組及び小屋ばり組の隅角に火打(構造用合板板張り等も含む)を設け、小屋組に振れ止めを設ける	<input type="checkbox"/> S62告示1899号に定める許容応力度計算、層間変形角、偏心率の検討
	4項 <input type="checkbox"/> 四分割法による釣り合い良い配置 (H12告示1352号)	<input type="checkbox"/> 令82条の6第二号口に定める偏心率の計算0.3以下を確認
継手又は仕口 (令47条)	1項 <input type="checkbox"/> 大臣が定める構造方法 (H12告示1460号第二号) 筋交い金物、柱脚柱頭金物、ホールダウン等	<input type="checkbox"/> 令82条第1~第3号の許容応力度計算を行う <input type="checkbox"/> 柱頭柱脚はN値計算による
防腐措置等 (令49条)	1項 <input type="checkbox"/> ラスモルタル等の下地には、防水紙等を使用	
	2項 <input type="checkbox"/> 地面から1m以内の主要軸組には、有効な防腐防蟻措置を講じる	
備考		

# 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し

## 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し



### 現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。  
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置を設ける。)

### 壁量基準の見直し(令第46条)

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し  
現行:「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定  
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化  
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮  
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化  
現行: 壁倍率は5倍以下まで  
⇒ 見直し: 壁倍率は7倍以下まで
- 構造計算による安全性確認の合理化  
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要  
⇒ 見直し: 構造計算(昭和56年告示1100号5号)による場合は壁量計算は不要

### 柱の小径の基準の見直し(令第43条)

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し  
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定  
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、
  - ・ 柱の小径を算定又は、
  - ・ 小径別の柱の負担可能な床面積を算定

### 設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元\*を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備

\* 諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等

(技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づナ)

# 重量化に関する見直しの具体的内容（全体像）

## ■ ZEH水準等の省エネ性能の高い木造建築物を対象とした構造基準の見直し

### 1. 壁の構造基準(壁量計算)の見直し

- ・方法①: 建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要壁量を算定** (いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
- ・方法②: 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備
- ・方法③: 諸減を入力することで、**必要壁量を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備

### 2. 柱の構造基準(柱の小径)の見直し

- ・方法①: 建築物の重量に応じた**柱の小径の算定式を規定**。より精密な算定式(座屈の理論式)の活用も可能。柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- ・方法②: 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備
- ・方法③: 諸元を入力することで、**柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備

(参考) 現行の仕様規定における壁量(かべりょう)計算

資料: 国土交通省「建築基準法・建築物省エネ法改正法制度説明資料」(令和5年11月公表)

#### ■ 壁量計算の概要

##### 必要壁量の算出

\* 必要壁量は(地震力に対する必要壁量)と(風圧力に対する必要壁量)のうちいずれか多い方

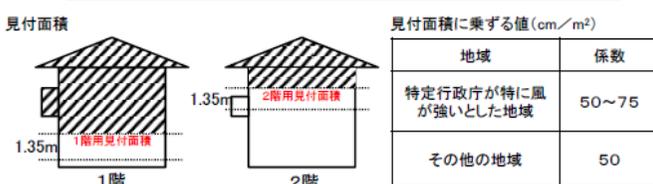
##### ○地震力に対する必要壁量

$$\text{必要壁量} = \text{各階の床面積} \times \text{床面積に乗ずる値}$$

建築物の種類	床面積に乗ずる値の例(cm/m <sup>2</sup> )	
軽い屋根 金属板/スレートぶき等	平家建て	2階建て
	11	15
重い屋根 土葺造/瓦ぶき等	平家建て	2階建て
	15	21
		33

##### ○風圧力に対する必要壁量

$$\text{必要壁量} = \text{見付面積} \times \text{見付面積に乗ずる値}$$

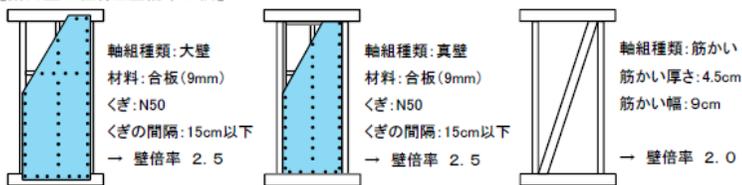


##### 存在壁量の算出

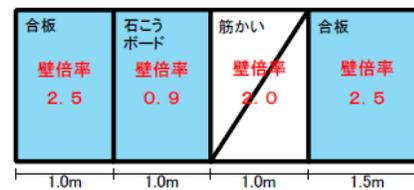
$$\text{存在壁量} = (\text{耐力壁等の壁倍率}^* \times \text{耐力壁の長さ}) \text{の合計}$$

\* 壁倍率…1mあたりの壁等の耐力(告示等で壁の種類や釘の間隔に応じて倍率を規定)

##### 【耐力壁の仕様と壁倍率の例】



(存在壁量の計算の例)



$$2.5 \times 1.0\text{m} + 0.9 \times 1.0\text{m} + 2.0 \times 1.0\text{m} + 2.5 \times 1.5\text{m} = 9.15\text{m}$$

資料: 一般財団法人日本建築防災協会

「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」(令和4年10月国土交通省公表)に関する補足資料

判定

各階、各方向ごとに、**必要壁量 ≤ 存在壁量** であることを確認。

# 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し

(壁量基準の見直し関連)

## 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し

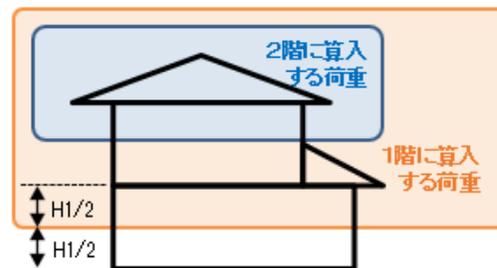
- 建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要壁量を算定**(いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備
- 諸元を入力することで、**必要壁量を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備  
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

### <算定式(床面積あたりの必要な壁量)>

$$L_w = (A_i \cdot C_0 \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

$L_w$  : 床面積あたりの必要な壁量 (cm/m<sup>2</sup>)  
 $A_i$  : 層せん断力分布係数  $A_i = 1 + \{ (1/\sqrt{\alpha_i}) - \alpha_i \} \times 2T / (1+3T)$  固有周期=0.03h (秒)  
 $\alpha_i$  : 建築物の $A_i$ を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値  
 $h$  : 建築物の高さ (m)  
 $C_0$  : 標準せん断力係数 0.2とする。  
※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合1は0.3  
 $\sum w_i$  : 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(kN)  
 $A_{fi}$  : 当該階の床面積 (m<sup>2</sup>)

### <荷重(Wi)算定のイメージ>



$$(W2-2) = (G1 + D1 + D2) \times Af2 + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af2$$

$$(W2-1) = (Af1 - Af2) \times (G1 + D1 + D2) + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af1 + (G4 + P1) \times Af2 + (W2-2)$$

### <算入する荷重>

Af1: 1階面積(m <sup>2</sup> )	Af2: 2階面積(m <sup>2</sup> )	D1: 天井(屋根)断熱材荷重(kN/m <sup>2</sup> )	D2: 太陽光発電設備等荷重(kN/m <sup>2</sup> )
G1: 屋根荷重(kN/m <sup>2</sup> )	G2: 外壁荷重(kN/m <sup>2</sup> )	D3: 外壁断熱材荷重(kN/m <sup>2</sup> )	D4: 高断熱窓荷重(kN/m <sup>2</sup> )
G3: 内壁荷重(kN/m <sup>2</sup> )	G4: 床荷重(kN/m <sup>2</sup> )	W2-1: 2階建の1階の荷重(kN)	W2-2: 2階建の2階の荷重(kN)
P1: 積載荷重(kN/m <sup>2</sup> )			

※在来軸組構法の場合

# 必要壁量試算例（早見表）

（壁量基準の見直し関連）

## 必要壁量試算例（早見表）

### ＜床面積当たりの必要壁量の試算例（早見表） HP掲載イメージ＞

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No.1～21

日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。  
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積							
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え	
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下 	
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下 	
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下 	

該当する条件の  
PDFアイコンをクリック

階の床面積に乗ずる数値(単位  $\text{cm}^2/\text{m}^2$ )と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗ずる数値 ( $\text{cm}^2/\text{m}^2$ )				柱の必要小径 $d_c$ (mm)				
屋根の仕様	外壁の仕様	令第46条第4項				令第43条第1項、6項				
		平屋	2階建て		平屋		2階建て		2階	
			1階	2階	$d_c/f^*$	$d_c$ (mm) 以上	$d_c/f^*$	$d_c$ (mm) 以上	$d_c/f^*$	$d_c$ (mm) 以上
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根(ふき土無)  
サイディング  
2階建ての場合

\*柱の必要小径  $d_c$  / 換算材質係数

# 表計算ツールを活用した必要壁量の算定方法

(壁量基準の見直し関連)

## 表計算ツールを活用した必要壁量の算定方法

### <表計算ツール(入力例)>

(2階建て住宅用)

#### 1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m<sup>2</sup>)

緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等		
2階階高 (m)	2.86	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離		
1階階高 (m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離		
標準せん断力係数C <sub>0</sub>	0.2	動床地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)		
2階床面積(m <sup>2</sup> )	50	小(屋裏面積を含まる。)		
1階床面積(m <sup>2</sup> )	50	小(屋裏面積を含まる。)		
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	プルダウン選択		
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択		
入力値	太陽光発電設備等(N/m <sup>2</sup> )	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をプルダウン選択し、右欄(緑)にその重量を入力する。	下記への入力は不要です。 設備等の重量 (kg)
天井断熱材(N/m <sup>2</sup> )	100 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。	密度(kg/m <sup>3</sup> ) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m <sup>2</sup> )	70 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。	密度(kg/m <sup>3</sup> ) 厚さ(mm)

←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択

←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

実際に設置する機器重量が決定している場合には、直接入力も可能。

断熱材については、天井・外壁それぞれ直接入力も可能。(天井:1種類 外壁:2種類)

出力結果	階の床面積に乗ずる数値(方丈①)	1階	2階
		46	28

階の床面積に乗ずる数値が算出されます。

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

# 準耐力壁等の取扱いについて

(壁量基準の見直し関連)

## 準耐力壁等の取扱いについて

- 準耐力壁等については、基本的に、**存在壁量に「算入できる」ものとして取り扱う**  
※必要壁量の1/2を超えて準耐力壁等を壁量に算入する場合は、柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことを確認する必要
- 準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、**壁配置のバランスの確認(四分割法)、柱頭・柱脚の接合方法の確認(N値計算法等)において準耐力壁等の影響は考慮しない**

### 【準耐力壁等の存在壁量への算入】

準耐力壁等の壁量	壁量に算入しない場合	壁量に算入する場合	
		必要壁量の $1/2$ 以下 <sup>(注1)</sup>	必要壁量の $1/2$ 超 <sup>(注1)</sup>
存在壁量の算定		準耐力壁等を <b>算入できる</b>	準耐力壁等を <b>算入できる</b> ※柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことが確認された場合 <sup>(注3)</sup> に限る。
四分割法	耐力壁のみで検証	<b>耐力壁のみで検証</b> (準耐力壁等は算入せずに検証)	<b>準耐力壁等を含めて検証</b> ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象
柱頭・柱脚の接合部		<b>耐力壁のみで検証</b> (準耐力壁等は壁倍率0として検証) ※存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率1.5倍超 <sup>(注2)</sup> のものは当該準耐力壁等の壁倍率で検証	<b>準耐力壁等を含めて検証</b> ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象 (準耐力壁等の壁倍率1.5倍以下も対象)

(注1) 準耐力壁等と必要壁量の比較は、各階、各方向別に行う。いずれかで必要壁量の1/2を超える場合は、各階、各方向ともに1/2を超えるものとして検証。

(注2) 複数の準耐力壁等を併用する場合は壁倍率の合計で判断。

耐力壁と準耐力壁等を併用する場合は準耐力壁等の壁倍率で判断(準耐力壁等の壁倍率1.5倍超:耐力壁と準耐力壁等の壁倍率の合計、1.5倍以下:耐力壁のみの壁倍率で検証)。

(注3) 第三者機関での試験等の結果を踏まえて検証することを想定しており、具体的な検証方法は今後解説等で示す予定。

# 準耐力壁等の仕様・倍率

(壁量基準の見直し関連)

## 準耐力壁等の仕様・倍率

○ 準耐力壁等(腰壁・垂れ壁を含む)の仕様・倍率については、品確法\*と同様に規定

\*日本住宅性能表示基準・評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号 第5 1-1(3)ホ①表1)

### <準耐力壁等の仕様・倍率>

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90cm以上	90cm以上かつ2m以下 <sup>注)</sup>
高さ	横架材間内法寸法の80%以上 <sup>注)</sup>	36cm以上 <sup>注)</sup>
その他	—	両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	$\text{面材の準耐力壁等の壁倍率} = \text{材料の基準倍率}^* \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	
	$\text{木ずりの準耐力壁等の壁倍率} = 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	

\*基準倍率は次ページ参照

注) 複数の面材・木ずり等を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

# 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し

(柱の小径の基準の見直し)

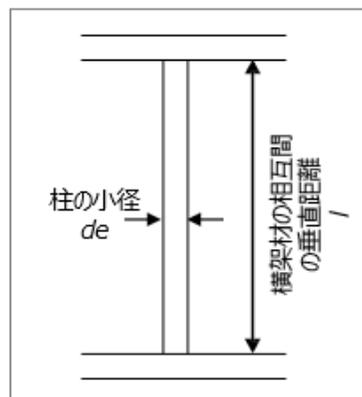
## 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し

- 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定。より精緻な算定式（座屈の理論式）の活用も可能。
- 柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例（早見表）を整備
- 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備  
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

### <算定式（横架材相互の垂直距離に対する柱の小径）>

$$d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$$

$d_e$ : 必要な柱の小径 (mm)
$l$ : 横架材の相互間の垂直距離 (mm)
$Wd$ : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m <sup>2</sup> )
※荷重算定のイメージは壁量基準と同様
※積雪荷重は含まない



※柱に壁が取り付け場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要  
(今後解説等で示す予定)

### <より精緻な算定式（座屈の理論式）>

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)} \quad \text{等}$$

$A_e$ : 荷重負担面積 (m <sup>2</sup> )
$F_c$ : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )

座屈の理論式をもとに、

- ・柱の小径
- ・柱の負担可能面積

を容易に算定できる設計支援ツールを整備

# 柱の必要小径の試算例（早見表）

（柱の小径の基準の見直し）

## 柱の必要小径の試算例（早見表）

### <柱の必要小径の試算例（早見表） HP掲載イメージ>

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No. 1～21

日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。  
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下 
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下 
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下 

該当する条件の  
PDFアイコンをクリック

階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m<sup>2</sup>)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗ずる数値 (cm/m <sup>2</sup> )				柱の必要小径 d <sub>o</sub> (mm)					
		令第46条第4項				令第43条第1項、6項					
		屋根の仕様	外壁の仕様	平屋	2階建て		平屋		2階建て		2階
1階	2階				d <sub>o</sub> /l*	d <sub>o</sub> (m) 以上	d <sub>o</sub> /l*	d <sub>o</sub> (m) 以上	d <sub>o</sub> /l*	d <sub>o</sub> (m) 以上	
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90	

瓦屋根(ふき土無)  
サイディング  
2階建ての場合

\*柱の必要小径 d<sub>o</sub> / 構架材断面積 /

# 表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①

(柱の小径の基準の見直し)

## 表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

<表計算ツール> ※ 座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

### ① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径 (令第43条第1項)

階	出力結果	
	$d_e/l^*$	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで  
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

\*柱の必要小径 $d_e$ /横架材間距離/すざ、無等級材 ← 無等級材(すざ)を前提に算出

### ② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等質電効	基準強度	柱の小径(mm以上)
2階	① JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	② 無等級材	すざ	-	17.7	87
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号 ( )		
1階	① JAS同一等級構成集成材	-	EL05-F3003種	25.5	97
	② 無等級材	すざ	-	17.7	106
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号 ( )		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出

・JAS機械等級区分構造用製材

・JAS目視等級区分構造用製材

・無等級製材

・JAS同一等級構成集成材

・JAS A種構造用単板積層材

※大臣が基準強度の数値を指定した

木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果  
106mm以上から97mm以上に

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

# 表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法②

(柱の小径の基準の見直し)

## 表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法②

○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」(表計算ツールより算出)と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

### ③ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m <sup>2</sup> )						
	JAS規格	樹種※	等級	基準強度	105角	120角	任意入力①		任意入力②	
					長辺・短辺 (mm)	長辺・短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)
					105	120	102	102	105	120
1階 外周部の柱*	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき E90	24.6	7.6	13.5	6.6	8.7		
	②	無等級材	すぎ	17.7	5.5	9.7	4.7	6.3		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入	認定番号 ( )		0.0	0.0	0.0	0.0		
1階 内部の柱	①	JAS同一等級構成集成材	— E105-F300(3層)	25.5	11.2	19.6	9.7	12.8		
	②	無等級材	すぎ	17.7	7.7	13.6	6.7	8.8		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入	認定番号 ( )		0.0	0.0	0.0	0.0		

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

\*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

# その他の小規模木造建築物に係る基準の見直し

## その他の小規模木造建築物に係る基準の見直し

### 【枠組壁工法】

平成13年告示第1540号 改正

#### ① 壁量等基準の整備

- 簡易表は廃止し、算定式を位置づけ
- ・存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
- ・鉛直方向壁量充足率を規定

#### ② 構造計算ルート2の創設

- #### ③ 床根太・たる木の間隔が65cm超の場合に、部分計算による検証で可とするよう合理化
- (現行では、ルート1計算時に床根太・たる木の間隔が65cm超の場合には、建築物全体の構造計算が必要)

#### ④ 床版・屋根版の面材にMDFを追加

- #### ⑤ 外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結をルート1計算時に適用除外
- (現行では、ルート1計算時も、外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組を、金物又は壁材で緊結が必要)

#### ⑥ 木質接着パネル工法に関する項目の除外 (※平成13年告示第1540号と第1541号を統合)

- ・本工法の告示を新設し、仕様規定及び許容応力度計算ルートを新設予定 (平成13年告示第1540号からは規定を削除)
- ・「木質プレハブ工法」から「木質接着パネル工法」に名称を変更

### 【伝統的構法等】

平成28年告示第690号 第691号 改正

- 平成28年告示第691号第2号において、耐力壁線間距離の算定式を追加
- 階高が3.2mを超える場合、告示の各表の値に階高に応じた係数を乗じる

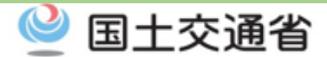
### 【基礎】

平成12年告示第1347号 改正

- 地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする  
(現行では、著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤では、無筋のコンクリート基礎とすることができる)

# 改正建築基準法の施行の適用に関する留意事項 その1

## 改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項



○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日(令和7年4月1日)以後に工事に着手するものについて適用されます。

### 【留意事項】

1. 施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます(下図参照)。
2. 建築確認を円滑に進めるため、  
・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について  
・下図⑤の場合は構造関係規定等への適合性について  
施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
3. 下図⑥⑦の場合(防火・準防火地域外の一戸建て住宅を除く)などの消防同意について、施行日前は都市計画区域等の区域内で同意期限が3日以内、都市計画区域等の区域外で消防同意(建築確認)の対象外だったものが、施行日以後は同意期限が7日以内に変更となります。
4. 都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。
5. 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合、時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。
6. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

【参考：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律に係る質疑応答集(国土交通省)】

Q：工事の着手の時点とはどの時点か。

A：一般的には「杭打ち工事」「地盤完了工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点です。

### 確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日(令和7年4月1日)	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
①		不要	
②		不要	
③		不要	
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

# 改正建築基準法の施行の適用に関する留意事項 その2

## 改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内
⑫		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

# 改正建築基準法の施行の適用に関する留意事項 その3

## 改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項



### 確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日 (令和7年4月1日)	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
④	<p>設計 → 確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証</p>	着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

#### 【留意事項】

1. 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。
2. 施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

### 旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	法施行日 (令和7年4月1日)	構造関係規定等への 適合確認
⑩	<p>設計 → 確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 完了検査申請 → 検査済証</p>	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

#### 【留意事項】

1. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
2. 着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。

# 壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項

## 壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項

○ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、現行(改正前)の壁量基準等によることができます。

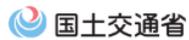
### 【留意事項】

1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
2. 改正後の基準によることとするための設計の変更等に時間を要すること等により、当該基準により難しい場合に適用可能です。  
(建築確認・検査においては、改正後の基準により難しいと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする)
3. 経過措置の対象となるのは、壁量(令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。)及び柱の小径(令第43条)になります。経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行(改正前)の基準に適合していることの審査がされることになります。
4. 確認申請書(第三面18.)と建築計画概要書(第二面20.)に経過措置の適用の有無の記載欄があります。  
(施行日前後の記載方法は下記参照)

	法施行日(令和7年4月)	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

# 国土交通省ホームページの最新情報

## ■改正法制度説明会等の資料等(国土交通省HP)



● 本文へ

ホーム > 国土交通省について > 報道・広報 > 政策・法令・予算 > 白書・オープンデータ > お問い合わせ・申請

### 住宅・建築

住宅・建築トップ > 住宅行政トップ > 建築行政トップ

ホーム > 政策・仕事 > 住宅・建築 > 住宅 > 建築物省エネ法のページ > 資料ライブラリー

#### 建築物省エネ法メニュー

建築物省エネ法のページ

消費者のみなさまへ

家選びの基準変わります(サイト)

家選びの基準変わります(マンガ) (PDF形式:9.7MB)

家選びの基準変わりますマンション編(マンガ) (PDF形式:9.7MB)

ZEH、LCCM 住宅関連事業

事業者のみなさまへ

令和4年度改正建築物省エネ法

支援事業

法令・制度、省エネ基準等(適合性判定等の様式はこちら)

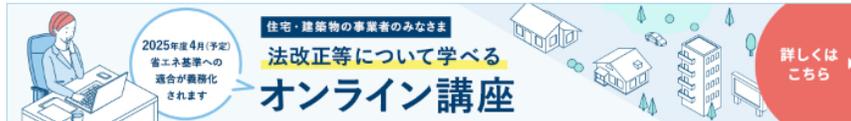
オンライン講座

資料ライブラリー

Q&A(随時更新)

## 資料ライブラリー

省エネ法に関連する各種資料をまとめています。オンライン講座は以下/バナーより確認ください。



● テキスト・ガイドブック等 ● 広報ツール ● その他の説明動画・テキスト

### テキスト・ガイドブック等

### オンライン(動画)講座

### 改正法制度説明会

改正法制度説明会についてのオンライン講座は[こちら](#)をご覧ください。本説明会で質問のあった事項等に関する質疑応答集は[こちら](#)。(随時更新)

### 説明会Q&A

建築基準法・建築物省エネ法  
改正法制度説明資料

令和6年9月  
国土交通省 住宅局 建築指導課  
参事官(建築企画担当)付  
市街地建築課

[改正法制度説明資料](#)

### 説明資料

## ■改正法オンライン講座（国土交通省HP）

オンライン講座一覧



### 最新の動画

<p>改正法制度説明会動画 2024年9月公開</p> <p>令和6年度 改正法制度説明会 (令和6年9月公開)</p>	<p>省エネ性能表示制度 早わかり解説</p> <p>2024年4月から始まる 省エネ性能表示制度(早わかり解説)</p>	<p>省エネ技術解説テキスト 解説</p> <p>令和5年度 設計等実務講習会 省エネ技術解説テキスト</p>	<p>確認申請・審査マニュアル</p> <p>令和5年度 設計等実務講習会 確認申請・審査マニュアル</p>
--	---	---	--

法改正等に関する説明会や省エネ計算等についての  
オンライン講座のご案内

改正建築基準法の概要  
に関する解説動画

オンライン講座動画一覧はこちら ▶

# 製材JASのメリットについて

- ・ JAS材は、JASで規定された寸法、材質、強度性能等の基準をクリアしており、一定の品質が保証された材。
- ・ 一方、「無等級材」は、国交省告示で「JASに定められていない木材」と定義され、基準強度が与えられているものの、強度は低い。また、品質のばらつきがあることから、その強度の適用に当たっては配慮が必要。

## ■ 製材の基準強度(建設省告示第1452号(平成12年5月31日))

- ・ 本告示において、無等級材とは「日本農林規格に定められていない木材をいう」とされている。
- ・ 機械等級区分E50や目視等級区分3級であっても、無等級材よりも高い強度が与えられている。

(単位：N/mm <sup>2</sup> )		機械等級区分					目視等級区分(甲種)			無等級材※
		E130	E110	E90	E70	E50	1級	2級	3級	
スギ	圧縮(Fc)	37.2	32.4	28.2	23.4	19.2	21.6	20.4	18.0	17.7
	引張り(Ft)	27.6	24.6	21.0	17.4	14.4	16.2	15.6	13.8	13.5
	曲げ(Fb)	46.2	40.8	34.8	29.4	24.0	27.0	25.8	22.2	22.2

## ■ 無等級材について

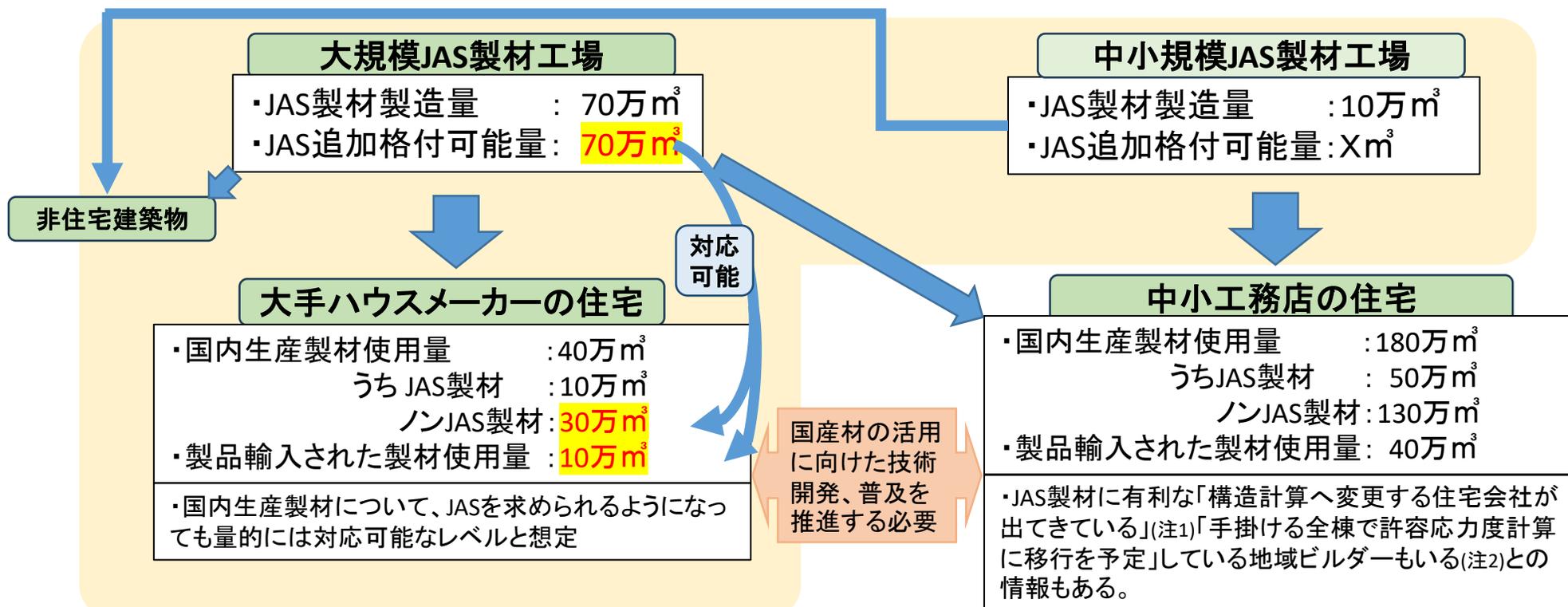
「無等級材」は、平成12建告1452号第五号の無等級材に示す基準強度を用いている。同告示に規定する無等級材の基準強度は、旧製材の日本農林規格(昭和42年農林水産省告示第1842号)第10条において1等に格付けされる木材の強度(表)に基づいた数値である。よって、無等級材の強度を用いる場合には、表と同等以上の品質を有する材料を用いるか、強度の低減などの適切な措置を講じるといった配慮が必要となる。

表 無等級材の要求性能(抜粋)

区分	基準
節	径比が40%以下であり、かつ、集中径比が60%以下であること。
丸身	20%以下であり、かつ、1角においては10%以下であること。
曲り	0.2%以下であること。ただし、「土台用」と表示してあるものにあつては、0.5%以下である。
ねじれ	きわめて軽微であること。ただし、「土台用」と表示してあるものにあつては、顕著でないこと。
木口割れ又は目まわり	10%以下であること。
平均年輪幅	6mm以下であること。
あて	軽微であること。
腐れ又は虫あな	軽微であること。

# JAS製材の需給について(大まかな推計)

- ・大手ハウスメーカーが国内製造分の製材をJASに置き換えたとしても、現行体制で一定の対応は可能と考えられる。
- ・中小工務店は、国産材(都道府県産材)の利用が多いが、改正建築基準法への対応に係るJAS製材の利用については不透明である一方、JAS製材に有利な構造計算に移行する住宅会社が出てきているといった情報もあり、JAS製材が不足すれば集成材等にシフトする可能性。
- ・また、輸入製材を国産材製材へシフトしていくためには、中期的にJAS製材の生産体制を検討する必要。(不足すれば同様に集成材にシフト)



※製材量は、一定の条件のもとで林野庁が試算したもの

(注1)日経×TECH 2024. 6. 27 (注2)日刊木材新聞 2024. 11. 7

# 都道府県に働きかけをおこなってほしいことの例

- 改正建築基準法の施行により、構造計算が必要となる建築物や、建築確認申請で構造の審査を受ける建築物が増加します。
- このため地域の状況を踏まえつつ、設計士等の需要者サイドに国産JAS製材のメリットについてPRするとともに、供給サイドにJAS格付量の増加やJAS認証取得の推進などJAS製材を供給できる体制を整えることが考えられます。

## 働きかけの例

### 設計士・工務店・プレカットなど

- JAS製材のメリット、地域内で製造可能な種類や製造能力についてPR

### 製品市場・木材流通

- 一定量のJAS製材をストックするなどの、納期対応のための体制構築

### (JAS)製材工場

- JAS認証の取得推進
- ニーズに合わせた格付量の増加、主要寸法への対応
- 中核工場と中小工場との水平連携
- グレーディングマシン、乾燥施設等の導入の促進

### 素材生産事業者

- 製材工場への安定供給体制の構築

## 普及ツール

- 安全・安心の国産JAS構造材(パンフレット)
- 製材のJAS認証取得のすすめ(チラシ)

(参考)

### 林野庁補助事業

- 木材加工流通施設整備支援
- JAS構造用製材の供給強化メニューを創設(R6補正以降予定)  
※ 格付量の増加に向けた、グレーディングマシン、乾燥施設等の導入を支援
- JAS製材サプライチェーン構築支援
- 顔の見える木材供給体制構築
- JAS構造材実証支援事業における供給体制構築支援(R6補正以降予定)

川下

川中

川上

# (参考) チラシ「製材のJAS認証取得のすすめ」

製材工場の皆様へ  
(令和6年10月)

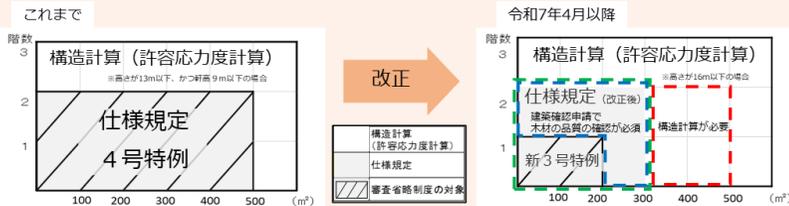
## 製材のJAS認証取得のすすめ

木材を取り巻く環境の変化に対応して、  
JAS認証を取得しませんか？

### 1. 建築物で木材の品質の確認を受ける範囲が拡大します！

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算(※)が必要となる建築物の範囲が拡大(延べ面積300㎡超へ)され、建築確認申請における構造関係の審査が必須となる建築物の範囲が拡大(延べ面積200㎡以下の平屋以外全て)されます。 ※構造・外力により部材に生じる力を計算すること。

<改正建築基準法の概要>



- ① 構造計算が必要な範囲が拡大します(□部)。JAS材は無等級材に比べて高い強度で計算できます。
- ② 建築確認申請で、木材の品質の確認が必須となる範囲が拡大します(2階建ては全て)。JAS材は品質・性能を明確に示すことが可能です(□部)。
- ③ 仕様規定が改正され、JAS材であれば、柱の小径を小さくすることが可能となります(□部)。

(単位: N/mm <sup>2</sup> )	圧縮 (Fc)	引張り (Ft)	曲げ (Fb)
J	23.4	17.4	29.4
A	21.6	16.2	27.0
S	17.7	13.5	22.2
無等級材			

※平屋建の建築物(建設省告示第1452号(平成12年5月31日))

### 2. 国が整備する木造建築物ではJAS材の使用が原則です！

国が整備する施設のうち、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が発注する木造官庁施設では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる製材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

### 3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります！(令和7年度予定)

- SD20の製材について、木口のマイナスの寸法許容差(0.1mm)が認められ、表示寸法どおりの材を生産しやすくなります。
- 含水率検査について、マイクロ波含水率計の使用による非破壊の試験方法が追加されます。
- 機械等級区分の曲げヤング係数において、これまでの下限値と上限値での管理から、下限値と平均値での管理となるため、強度の高いものが含まれていても格付が可能となります。

林野庁

### 構造用製材の認証区分ごとの特徴

JAS構造用製材(※)には、「機械等級区分」と「目視等級区分」があります。工場の経営方針や取引先のニーズに応じたJAS認証区分で、認証取得をご検討ください。なお、都道府県によっては、JAS認証取得経費の支援を行っているところもありますので、各都道府県にお問い合わせください。 ※枠組壁工法構造用製材のJAS認証の取得も選択肢となります。

	機械等級区分構造用製材	目視等級区分構造用製材(乾燥)
規格の適用範囲	構造用製材のうち、人工乾燥処理を施した材のヤング係数を機械によって測定し、等級区分するもの	構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視によって測定し、等級区分するもの
適している工場	・設備投資により効率的にJAS製材を製造したい ・強度の明確な材を製造したい	設備投資を抑えて、JAS製材を製造したい
取扱業者の認証に係る審査	登録認証機関が、「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」(平成13年8月28日農林水産省告示第1137号)に適合することについて書類審査、製品検査等を実施	
JAS製材に必要な主な機械器具(組挽き以降)	・木材乾燥機 ・モルダ ・グレーディングマシン ・含水率測定器 等	・木材乾燥機(天然乾燥の場合不要) ・モルダ ・含水率測定器 等
必要人員(格付検査を外部委託する場合)	①品質管理責任者及び担当者 2名以上※1 ②材面の品質検査担当者 2名以上(①と兼務可)※1 ③格付担当者 1名(①の責任者とは兼務不可)※1 ④「木材乾燥士」※2もしくは「針葉樹製材乾燥技術者」※3の有資格者 ※4	
新規認証手数料(格付検査を外部委託する場合)	352,000円(税込) (その他新規認証時の検査・試験料・旅費等実費が必要)	275,000円(税込) (その他新規認証時の検査・試験料・旅費等実費が必要)
認証取得に要する時間	通常、6ヵ月程度 (必要資格取得等の上、申請品目の製造管理データ2ヵ月分以上を用意し、審査を受ける必要)	
年間認証維持費(監査手数料)	110,000円(税込) (その他試験料・旅費等実費が必要)	
格付検査料	2ヵ月に1回、3~5万円程度 (都道府県ごとに異なるため、登録認証機関に要確認。格付検査料のほか、検査員の旅費等実費が必要)	

注:表中の手数料等は、令和6年10月現在の一般社団法人全国木材検査・研究協会のJAS認証手数料等規定による。

### 問合せ先

- 一般社団法人全国木材検査・研究協会 TEL: 03-6206-1255
- 地域木材団体

# (参考)パンフレット「安全・安心の国産JAS構造材」



## JAS 構造材の種類

### 製材

特徴

- 製材のうち構造材には、目視等級区分と機械等級区分があります。
- 目視等級区分は、節などの欠点の程度に応じて区分するものです。
- 機械等級区分は、グレーディングマシンで機械的に強度を測定し区分します。
- 柱・土台などは、国産材製材に転換しやすい部材です。
- 製材加工は、木質部材の中で最も二酸化炭素排出量が少ない部材です。
- JASではない「無等級」でも基準強度が与えられていますが、欠点に応じて割り引いて考える必要があります。

製材のJASマーク

一般的な寸法、強度（機械等級区分）	
柱	105×105×3000mm など
梁	105×150、180、210×3000mm など
主な総種	スギ、ヒノキ、ベイツなど
強度等	スギの適合、E50・E70、含水率 20% 以下など

※ 二宮木材株式会社

7

パンフレットのダウンロードについては、以下のリンクから、メールの登録及び簡単なアンケートへご回答いただいたうえで、お申し込みください。  
<https://love.kinohei.jp/jas-book/>